

## Ⅱ 建築物環境衛生管理業登録に係る留意事項

### 第1 登録制度の趣旨

登録制度は、建築物の所有者等の委託を受けて、建築物の清掃や空気環境の測定等建築物内の環境衛生上の維持管理を業とする者の資質の向上が、建築物の衛生的環境を確保するうえで重要であることにかんがみ設けられたものであること。

なお、登録を受けた者以外の者は、登録を受けた旨の表示をすることはできないが、その業務を行うことについては何ら制限を加えるものではないこと。

### 第2 制度の概要

#### 1 登録を受けられる業種

登録を受けられる業種及びその業務の内容は、次の表のとおりであること。

業種	業務の内容
建築物清掃業	建築物における床等の清掃を行う事業（建築物の外壁や窓の清掃、給排水設備のみの清掃を行う事業は含まない。）
建築物空気環境測定業	建築物における空気環境（浮遊粉じんの量、一酸化炭素の含有率、炭酸ガスの含有率、温度、相対湿度、気流）の測定を行う事業
建築物空気調和用ダクト清掃業	建築物の空気調和用ダクトの清掃を行う事業
建築物飲料水水質検査業	建築物における飲料水について、水質基準に関する省令（平成15年厚生省令第101号）の表の上欄に掲げる事項につき厚生労働大臣が定める方法により水質検査を行う事業
建築物飲料水貯水槽清掃業	受水槽、高置水槽等建築物の飲料水の貯水槽の清掃を行う事業
建築物排水管清掃業	建築物の排水管の清掃を行う事業
建築物ねずみ昆虫等防除業	建築物における、ねずみ、昆虫等人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物の防除を行う事業

建築物環境衛生総合管理業	建築物における清掃、空気調和設備及び機械換気設備の運転、日常的な点検及び補修（以下「運転等」という。）並びに空気環境の測定、給水及び排水に関する設備の運転等並びに給水栓における水に含まれる遊離残留塩素の検査並びに給水栓における水の色、濁り、臭い及び味の検査であって、特定建築物の衛生的環境の維持管理に必要な程度のを併せ行う事業
--------------	---

## 2 営業所

登録は、事業の業種区分に応じ営業所ごとに行うものであること。

営業所とは、客観的にみて営業上の活動の中心と見られる一定の事業活動の根拠地であり、かつ、そこにおいて受託契約の締結をし、登録に係る業務を行う等の法律的、事実的行為を行う能力を有しているものをいうものであること。したがって、建築物内の単なる作業員控室等を営業所として登録することはできないものであること。

なお、登録は営業所が石川県に所在する者のみ申請することができるものであること。

## 3 登録の有効期間

登録の有効期間は6年であること。したがって、6年を超えて登録業者である旨の表示をしようとする場合には、新たに登録を受けなければならないものであること。

## 4 登録証明書

登録を行った場合には、登録証明書を交付するものとする。

登録証明書中の登録番号の記入方法は次によるものであること。

石川県 ○○ ○ 第○○○号

(1) (2) (3)

(1) 登録をした年（暦年）

(2) 事業区分

(3) 番号

業種	事業区分	番号
建築物清掃業	清	101 から順次
建築物空気環境測定業	空	201 から順次
建築物空気調和用ダクト清掃業	ダ	701 から順次
建築物飲料水水質検査業	水	301 から順次
建築物飲料水貯水槽清掃業	貯	401 から順次
建築物排水管清掃業	排	801 から順次
建築物ねずみ昆虫等防除業	ね	501 から順次
建築物環境衛生総合管理業	総	901 から順次

## 5 登録の表示

登録を受けた者は、登録に係る営業所について、登録業者である旨の表示ができるものであること。一方、登録を受けていない者は、登録業者又はこれに類似する表示を行うことはできないものであること。また、登録は営業所ごとに行われるものであるため、登録を受けた営業所以外の営業所について登録業者である旨の表示を行うことはできないものであること。したがって、例えば本社で登録を受けても、登録を受けていない営業所が登録業者である旨の表示をすることはできないものであること。

(表示方法)

登録建築物清掃業

登録建築物空気環境測定業

登録建築物空気調和用ダクト清掃業

登録建築物飲料水水質検査業

登録建築物飲料水貯水槽清掃業

登録建築物排水管清掃業

登録建築物ねずみ昆虫等防除業

登録建築物環境衛生総合管理業

## 第3 登録基準

### 1 一般的事項

- (1) 登録基準は、多数の者が使用し、又は利用する建築物について、登録に係る事業を行うのに必要かつ十分なものであり、かつ、事業者の実態、技術水準等からみて、過大な負担とならないよう配慮して定められたものであること。
- (2) 登録基準は、機械器具その他の設備に関する基準（以下「物的要件」という。）、事業に従事する者の資格に関する基準（以下「人的要件」という。）及びその他の事項に関する基準（以下「その他の要件」という。）に大別されるものであること。

人的要件は、監督者等（建築物清掃業にあつては清掃作業監督者、建築物空気環境測定業にあつては

空気環境測定実施者、建築物空気調和用ダクト清掃業にあつてはダクト清掃作業監督者、建築物飲料水水質検査業にあつては水質検査実施者、建築物飲料水貯水槽清掃業にあつては貯水槽清掃作業監督者、建築物排水管清掃業にあつては排水管清掃作業監督者、建築物ねずみ昆虫等防除業にあつては防除作業監督者、建築物環境衛生総合管理業にあつては統括管理者、清掃作業監督者、空調給排水管理監督者及び空気環境測定実施者をいう。以下同じ。)について定められたほか、作業に従事する従事者(建築物清掃業にあつては清掃作業従事者、建築物空気調和用ダクト清掃業にあつてはダクト清掃作業従事者、建築物飲料水貯水槽清掃業にあつては貯水槽清掃作業従事者、建築物排水管清掃業にあつては排水管清掃作業従事者、建築物ねずみ昆虫等防除業にあつては防除作業従事者、建築物環境衛生総合管理業にあつては清掃作業従事者及び空調給排水管理従事者をいう。以下同じ。)についても、登録を受けようとする者等が行う研修を修了したものであることとされたこと。

## 2 留意事項

登録基準の内容は、要領第3によるものであるが、なお次の点に留意されたいこと。

### (1) 登録業全体について

- ア 機械機器その他の設備(以下「機械器具等」という。)は各営業所ごとに常備する必要があること。  
なお、営業所から離れた場所に機械器具等を格納する倉庫があるような場合でも、それが登録に係る営業所の管轄下にあると認められる場合には、登録の対象として差し支えないこと。  
また、機械器具等が作業場に置かれている場合も同様であること。
- イ 機械器具等は、原則として登録を受けようとする者が所有していなければならないものであること。  
ただし、他の者の所有であっても、登録を受けようとする者が、長期的、恒常的に占有し、かつ、自由に使用できると認められる場合には、登録の対象として扱っても差し支えないものであること。
- ウ 同一の者を2以上の営業所又は2以上の業務の監督者等として登録を受けることは認められないものであること。
- エ 同一の営業所において、2以上の事業区分にわたって登録を受けようとする場合、同一の機械器具等又は、同一の監督者等をもって2以上の事業の登録要件に該当するものとすることはできないものであること。
- オ 監督者等が建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている場合は、この者が営業所の監督者等と特定建築物における建築物環境衛生管理技術者を兼務することはできないものであること。
- カ 従事者の研修については、原則として作業に従事する者の全員が1年に1回以上研修を受ける体制をとっていること。また、研修の時間については、研修の内容が従事者に十分理解される程度の時間が必要であること。さらに、研修の内容は最新の知見を踏まえるとともに、受講者の技能の程度に応じたものとするのが望ましいこと。  
なお、作業に従事する者全員を一度に研修することが事実上困難を伴う場合は、何回かに分けて行うことも可能であること。
- キ 公益法人、事業協同組合等であっても、定款又は寄付行為上登録に係る事業が行えるようになっており、登録基準を満たしている場合には、登録することができるものであること。  
なお、事業協同組合については、次の要件を満たす場合に限り、登録を受けることができるもので

あること。

- (ア) 事業協同組合の事務所等が一つの営業所としての機能を有していること。
  - (イ) 登録を受けようとする事業を行うこと又はその事業の共同受注を行うことが定款に明文化されていること。
  - (ウ) 監督者等は組合に雇用されている必要はないが、常勤、専任のものでなければならないこと。  
なお、この場合、その者を同時に組合員の営業所における監督者等として登録の要件とすることはできないものであること。
  - (エ) 機械器具等は組合の所有であることが望ましいが、組合員の所有であっても成文の内規又は規約によって組合の営業所において必要とするときには自由に用いることができることが確実と認められるものであること。
- ク 個人経営の登録業者の経営者が変更となった場合には、登録を受けた主体が変更することとなるので、引き続き登録業者である旨の表示をするためには、原則として登録を受け直す必要があるが、経営の一体性が保たれたまま経営が承継されていると考えられるときは、変更届で足りることとされた。

## (2) 業種別事項

### ア 建築物清掃業

- (ア) 要領第3の1の(2)の「厚生労働大臣の定める資格を有する者」としては、技能審査認定規定(昭和48年労働省告示第54号)に基づく厚生労働大臣の認定を受けたビルクリーニングに関する技能審査に合格した者又は職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)に基づくビルクリーニングに関する技能検定に合格した者若しくは建築物環境衛生管理技術者の免状の交付を受けている者(以下「ビルクリーニング技能検定合格者等」という。)とすること。
- (イ) 要領第3の1の(2)の「厚生労働大臣の定めるところにより清掃作業の監督を行う者のための講習の課程を修了したもの」とは、次のいずれかに該当する者をいうものであること。
  - a 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う清掃作業監督者のための講習の課程を修了し、修了した日から6年を経過しない者
  - b aの講習の課程を修了した者であって、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う清掃作業監督者の再講習の課程を修了し、修了した日から6年を経過しないもの
- (ウ) 要領第3の1の(3)の「厚生労働大臣の定める研修」とは、次の要件に該当する研修をいうものであること。
  - a 清掃作業に従事する者の全員が受講できるものであること。
  - b 事業主又は厚生労働大臣の登録を受けた者が実施主体となって定期的に行われるものであること。
  - c 研修の内容が、清掃用機械器具等及び清掃作業に用いる資材の使用法並びに清掃作業の安全と衛生に関するものであること。
  - d 研修の指導にあたる者が、cの内容を指導するのに適当と認められる者(例：監督者等及び建築物環境衛生管理技術者等をいう。以下同じ。)であること。
- (エ) 要領第3の1の(4)の「厚生労働大臣の定める基準」は、当該方法が次のいずれにも該当するも

のであること。

- a 床面の清掃について、日常における除じん作業のほか、床維持剤の塗布の状況を点検し、必要に応じ、再塗布等を行うこと。
- b カーペット類の清掃について、日常における除じん作業のほか、汚れの状況を点検し、必要に応じ、シャンプークリーニング、しみ抜き等を行うこと。洗剤を使用した時は、洗剤分がカーペット類に残留しないようにすること。
- c 日常的に清掃を行わない箇所の清掃について、6月以内ごとに1回、定期的に汚れの状況を点検し、必要に応じ、除じん、洗浄等を行うこと。
- d 建築物内で発生する廃棄物の分別、収集、運搬及び貯留について、衛生的かつ効率的な方法により速やかに処理すること。
- e 真空掃除機、床みがき機その他の掃除用機械及びびょうき、モップその他の掃除用器具並びにこれらの機械器具の保管庫について、定期的に点検し、必要に応じ、整備、取替え等を行うこと。
- f 廃棄物の収集・運搬設備、貯留設備その他の処理設備について、定期的に点検し、必要に応じ、補修、消毒等を行うこと。
- g a から f までに掲げる清掃作業等の方法について、建築物の用途及び使用状況等を考慮した作業計画及び作業手順書を策定し、当該計画及び手順書に基づき、清掃作業等を行うこと。
- h g に掲げる作業計画及び作業手順書の内容並びにこれらに基づく清掃作業の実施状況について、三月以内ごとに一回、定期的に点検し、必要に応じ、適切な措置を講ずること。
- i 清掃作業及び清掃用機械器具等の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、委託を受ける者の氏名（法人にあつては、名称）、委託する業務の範囲及び業務を委託する期間（以下「受託者の氏名等」という。）を建築物の所有者、占有者その他の者で当該建築物の維持管理について権原を有するもの（以下「建築物維持管理権原者」という。）に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が a から f までに掲げる要件を満たしていることを常時把握すること。
- j 建築物維持管理権原者又は法第6条に規定する建築物環境衛生管理技術者（以下「建築物環境衛生管理技術者」という。）からの清掃作業及び清掃用機械器具等の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。

#### イ 建築物空気環境測定業

- (7) 要領第3の2の(1)の「空気環境の測定作業に必要な器具」とは、測定器固定用スタンド等をいうものであること。
- (イ) 要領第3の2の(2)のアの「厚生労働大臣の定めるところにより建築物の空気環境の測定に関する講習の課程を修了した者」とは、次のいずれかに該当する者をいうものであること。
  - a 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う空気環境測定実施者のための講習の課程を修了し、修了した日から6年を経過しない者
  - b a の講習の課程を修了した者であつて、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う空気環境測定実施者の再講習の課程を修了し、修了した日から6年を経過しないもの
- (ウ) 要領第3の2の(2)のイの「同等以上の知識及び技能を有すると認められる者」とは、建築物環

境衛生管理技術者免状の交付を受けている者をいうものであること。

ただし、登録の有効期間経過後、引き続いてその者を空気環境測定実施者として再登録を受けようとする場合には、その者が上記(イ)のbの再講習を修了し、修了した日から6年を経過しないものでなければならないこと。

- (エ) 要領第3の2の(3)の「厚生労働大臣の定める基準」は、当該方法が次のいずれにも該当するものであること。
- a 空気環境の測定は、規則第3条の2第1号に定める方法に準じて行うこと。
  - b 空気環境の測定結果を5年間保存すること。
  - c 空気環境の測定に用いる測定器について、定期に点検し、必要に応じ、較正、整備又は修理を行うとともに、使用する測定器の点検等の記録を、測定器ごとに整理して保管すること。
  - d 空気環境の測定及び空気環境の測定に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、受託者の氏名等を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法がa及びcに掲げる要件を満たしていることを常時把握することとし、委託する場合にあっても、測定結果の保存は自ら実施すること。
  - e 建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの空気環境の測定及び空気環境の測定に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。

#### ウ 建築物空気調和用ダクト清掃業

- (ア) 要領第3の3の(2)のアの「厚生労働大臣の定めるところにより、空気調和用ダクトの清掃作業の監督を行う者のための講習の課程を修了したもの」とは、次のいずれかに該当する者をいうものであること。
- a 厚生労働大臣の登録を受けた者が行うダクト清掃作業監督者のための講習の課程を修了し、修了した日から6年を経過しない者
  - b aの講習の課程を修了した者であって、厚生労働大臣の登録を受けた者が行うダクト清掃作業監督者の再講習の課程を修了し、修了した日から6年を経過しないもの
- (イ) 要領第3の3の(2)のイの「同等以上の知識及び技能を有すると認められる者」とは建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者をいうものであること。
- ただし、登録の有効期間経過後、引き続いてその者をダクト清掃作業監督者として再登録を受けようとする場合は、その者が(ア)のbの再講習の課程を修了し、修了した日から6年を経過しないものでなければならないこと。
- (ロ) 要領第3の3の(3)の「厚生労働大臣の定める研修」とは、次の要件に該当する研修をいうものであること。
- a 空気調和用ダクトの清掃作業に従事する者の全員が受講できるものであること。
  - b 事業主又は厚生労働大臣の登録を受けた者が実施主体となって定期的に行われるものであること。
  - c 研修の内容が、空気調和用ダクトの清掃作業に用いる機械器具の使用方法及び空気調和用ダクトの清掃作業の安全と衛生に関するものであること。

- d 研修の指導にあたる者が、cの内容を指導するのに適当と認められる者であること。
- (エ) 要領第3の3の(4)の「厚生労働大臣の定める基準」は、当該方法が次のいずれにも該当するものであること。
  - a ダクトの配管系統、寸法、形状及び材質を図面等により確認するほか、清掃を行おうとする日の建築物の使用状況及びダクトの運転状況を考慮した適切な方法により行うこと。
  - b 清掃に使用する資機材の搬入時及び清掃時における天井、壁及び床並びに室内における備品等の汚損を防止するため、必要な場所にフィルムシートによる養生等を行うこと。
  - c 清掃の前後において、ダクト内部の粉じんの堆積状況等を内視鏡により点検するとともに、堆積している粉じんの量を測定して清掃の効果を確認すること。
  - d 清掃後、送風機を試運転し、ダクト内部に残留した粉じんが室内に流入しないことを確認すること。粉じんの室内への流入が認められる場合は、再度清掃を行う等必要な措置を講ずること。
  - e 空気調和用ダクトの清掃作業に用いる機械器具その他の設備について、定期に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行うこと。
  - f 空気調和用ダクトの清掃作業及び空気調和用ダクトの清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、受託者の氏名等を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法がaからeまでに掲げる要件を満たしていることを常時把握すること。
  - g 建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの空気調和用ダクトの清掃作業及び空気調和用ダクトの清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。

## エ 建築物飲料水水質検査業

- (ア) 要領第3の4の(2)の「水質検査を適確に行うことのできる検査室」とは、基本的に次の要件を満たしている検査室をいうものであること。
  - a 実験台、流し台、作業台、測定台及び薬品戸棚の配置が、水質検査実施者の作業にふさわしい配置となっていること。
  - b 実験台等の上の機械器具の配置に余裕があり、使用しやすい配置となっていること。
  - c ドラフトチャンバーが設置されていること。
  - d 必要な換気扇、水栓、ガス栓及びコンセントが設けられていること。
  - e 細菌学的検査を行う場所と理化学的検査を行う場所は区別されていることが望ましいこと。
  - f 天びん台など必要な部分に防震装置が施されていること。
- (イ) 要領第3の4の(3)のエの「同等以上の知識及び技能を有すると認められる者」とは、次の者をいうものであること。
  - a 技術士法第2条に規定する技術士（技術士法施行規則第9条第10号及び第11号の技術部門について行われた技術士法第7条に規定する本試験に合格した者に限る。）
  - b 学校教育法に基づく大学、短期大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は旧専門学校令に基づく専門学校以外の学校を卒業し、若しくはその課程を修了し、又は文部科学大臣の行う資格検定に合格した者等で、当該学校の入学資格、修業年数、修業内容又は検定の程度等か

- ら判断して、要領第3の4の(3)のア又はウに掲げる者と同等以上の学歴を有すると認められるもの（ただし要領第3の4の(3)のア又はウに規定する実務経験を有することを必要とする。）
- (ウ) 要領第3の4の(4)の「厚生労働大臣の定める基準」は、当該方法が次のいずれにも該当するものであること。
- a 水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる事項について水質検査を行う場合は、同令に規定する厚生労働大臣が定める方法により行うこと。
  - b 水質検査は試料の採取後速やかに行うこととし、試料を保存する場合は、試料の水質が変化しないように冷暗所に保存すること。
  - c 水質検査の結果を5年間保存すること。
  - d 水質検査に用いる試薬及び標準物質は、施錠できる保管庫等に保管すること。
  - e 水質検査に用いる機械器具その他の設備について、定期に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行うこと。また、使用する機械器具その他の設備の点検等の記録を、機械器具その他の設備ごとに整理して保管すること。
  - f 水質検査及び水質検査に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、受託者の氏名等を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法がa、b、d及びeに掲げる要件を満たしていることを常時把握することとし、委託する場合にあっても、検査結果の保存は自ら実施すること。
  - g 建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの水質検査及び水質検査に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。

#### オ 建築物飲料水貯水槽清掃業

- (ア) 要領第3の5の(4)のアの「厚生労働大臣の定めるところにより貯水槽の清掃作業の監督を行う者のための講習の課程を修了した者」とは、次のいずれかに該当する者をいうものであること。
- a 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う貯水槽清掃作業監督者のための講習の課程を修了し、修了した日から6年を経過しない者
  - b aの講習の課程を修了した者であって、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う貯水槽清掃作業監督者の再講習の課程を修了し、修了した日から6年を経過しないもの
- (イ) 要領第3の5の(4)のイの「同等以上の知識及び技能を有すると認められる者」とは、建築物環境衛生管理技術者の免状の交付を受けている者をいうものであること。
- ただし、登録の有効期間経過後、引き続いてその者を貯水槽清掃業監督者として再登録を受けようとする場合には、その者が(ア)のbの再講習を修了し、修了した日から6年を経過しないものでなければならないこと。
- (ウ) 要領第3の5の(5)の「厚生労働大臣の定める研修」とは、次の要件に該当する研修をいうものであること。
- a 貯水槽清掃作業に従事する者の全員が受講できるものであること。
  - b 事業主又は厚生労働大臣の登録を受けた者が実施主体となって定期的に行われるものであること。

- c 研修の内容が、貯水槽の清掃方法、貯水槽の塗装方法、貯水槽の消毒方法及び貯水槽清掃作業の安全と衛生に関するものであること。
  - d 研修の指導にあたる者が、cの内容を指導するのに適当と認められる者であること。
- (エ) 要領第3の5の(2)の「機械器具の専用の保管庫」とは基本的には次の要件を満たしている保管庫をいうものであること。また、貯水槽清掃作業に用いる塩素剤等についても、これに準じて適切に保管すること。
- a 機械器具に雨水等がかかるおそれのない構造であること。
  - b 機械器具を置く棚、箱などは水切り、水抜きが簡単にでき、水が溜まらない構造であること。
  - c 機械器具を保管するのに適切な規模であること。
  - d 他の用途に用いる機械器具類も併せて保管している倉庫の一部が保管庫となっているような場合には、貯水槽清掃作業に用いる機械器具等を保管する場所が独立して設けられており、他のものを誤用するおそれがないようになっていること。
  - e 保管庫は施錠でき、みだりに機械器具を持ち出せないようになっていること。
  - f 原則として自動車を保管庫とすることはできないが、作業件数がきわめて多く、その都度機械器具の積み降ろしをすることが繁雑な場合には、次の要件を満たしている場合に限り認めること。
    - 1) aからcまでに掲げる要件を満たしていること。
    - 2) 自動車は貯水槽清掃作業専用であって、他の用途には用いないこと。
    - 3) 自動車を適切に保管できる車庫を有すること。
    - 4) 冬季等長期にわたって作業のない時期に機械器具を自動車から降ろす場合には、別途専用の保管場所が用意されていること。
- (オ) 要領第3の5の(6)の「厚生労働大臣の定める基準」は当該方法が次のいずれにも該当するものであること。
- a 受水槽の清掃を行った後、高置水槽、圧力水槽等の清掃を行うこと。
  - b 貯水槽(貯湯槽を含む。以下同じ。)内の沈でん物質及び浮遊物質並びに壁面等に付着した物質を洗浄等により除去し、洗浄を行った場合は、用いた水を完全に排除するとともに、貯水槽周辺の清掃を行うこと。
  - c 貯水槽の清掃終了後、塩素剤を用いて2回以上貯水槽内の消毒を行い、消毒終了後は、消毒に用いた塩素剤を完全に排除するとともに、貯水槽内に立ち入らないこと。
  - d 貯水槽の水張り終了後、給水栓及び貯水槽内における水について、次の表の上欄に掲げる事項について検査を行い、当該各号の下欄に掲げる基準を満たしていることを確認すること。基準を満たしていない場合は、その原因を調査し、必要な措置を講ずること。

	事 項	基 準
1	残留塩素の含有率	遊離残留塩素の場合は100万分の0.2以上、 結合残留塩素の場合は100万分の1.5以上。
2	色度	5度以下であること。
3	濁度	2度以下であること。
4	臭気	異常でないこと。
5	味	異常でないこと。

- e 貯水槽の清掃作業に用いる機械器具その他の設備について、定期に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行うこと。
- f 貯水槽の清掃作業及び貯水槽の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、受託者の氏名等を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が a から e までに掲げる要件を満たしていることを常時把握すること。
- g 建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの貯水槽の清掃作業及び貯水槽の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。

#### カ 建築物排水管清掃業について

- (7) 要領第3の6の(4)のアの「厚生労働大臣の定めるところにより排水管の清掃作業の監督を行う者のための講習の課程を修了した者」とは、次のいずれかに該当する者をいうものであること。
  - a 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う排水管清掃作業監督者のための講習の課程を修了し、修了した日から6年を経過しない者
  - b aの講習の課程を修了した者であつて、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う排水管清掃作業監督者の再講習の課程を修了し、修了した日から6年を経過しないもの
- (イ) 要領第3の6の(4)のイの「同等以上の知識及び技能を有すると認められる者」とは建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者をいうものであること。
 

ただし、登録の有効期間経過後、引き続いてその者を排水管清掃作業監督者として再登録を受けようとする場合は、その者が(ア)のbの再講習の課程を修了し、修了した日から6年を経過しないものでなければならないこと。
- (ウ) 要領第3の6の(5)の「厚生労働大臣の定める研修」とは、次の要件に該当する研修をいうものであること。
  - a 排水管の清掃作業に従事する者の全員が受講できるものであること。
  - b 事業主又は厚生労働大臣の登録を受けた者が実施主体となつて定期的に行われるものであること。
  - c 研修の内容が、排水管の清掃作業に用いる機械器具の使用法、排水管の清掃作業の安全及び衛生に関するものであること。
  - d 研修の指導にあたる者が、cの内容を指導するのに適当と認められる者であること。
- (エ) 要領第3の6の(2)の「機械器具の専用の保管庫」とは、基本的には次の要件を満たしている保管庫をいうものであること。また、排水管清掃作業に用いる薬剤についても、これに準じて適切に保管すること。
  - a 機械器具に雨水等がかかるとおそれのない構造であること。
  - b 機械器具を置く棚、箱などは水切り、水抜きが簡単にでき、水が溜まらない構造であること。
  - c 機械器具を保管するのに適切な規模であること。
  - d 他の用途に用いる機械器具類も併せて保管している倉庫の一部が保管庫となっているような場合には、排水管清掃作業に用いる機械器具を保管する場所が独立して設けられており、他のも

のを誤用するおそれがないようになっていること。

e 保管庫は施錠でき、みだりに機械器具を持ち出せないようになっていること。

f 原則として自動車を保管庫とすることはできないが、作業件数がきわめて多く、その都度機械器具の積み降ろしをすることが繁雑な場合には、次の要件を満たしている場合に限り認めること。

1) a から c までに掲げる要件を満たしていること。

2) 自動車は排水管清掃作業専用であって、他の用途には用いないこと。

3) 自動車を適切に保管できる車庫を有すること。

4) 冬季等長期にわたって作業のない時期に機械器具を自動車から降ろす場合には、別途専用の保管場所が用意されていること。

(d) 要領第3の6の(6)の「厚生労働大臣の定める基準」は、当該方法が次のいずれにも該当するものであること。

a 排水管の清掃は、排水管の管径、長さ及び材質並びに排水の種類に応じ、適切な方法により行うこと。

b 排水管の清掃の前後における排水管内部の汚物類による閉そくの状況を内視鏡により点検し、清掃の効果を確認すること。

c 敷地内のマンホールを開放して作業を行う場合は、安全標識を使用する等、十分な安全対策を講ずること。

d 排水管の清掃作業終了後、掃除口周辺の清掃を行い、排水管の継ぎ目等から漏水がないこと、トラップの封水が適切に保たれていること等を確認すること。

e 排水管の清掃作業を行うための機械器具その他の設備について、定期に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行うこと。

f 排水管の清掃作業及び排水管の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、受託者の氏名等を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が a から e までに掲げる要件を満たしていることを常時把握すること。

g 建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの排水管の清掃作業及び排水管の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。

#### キ 建築物ねずみ昆虫等防除業

(ア) 建築物ねずみ昆虫等防除業者が行う防除の対象となる「人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物」とは、ねずみ、ゴキブリ、ハエ、カ、ノミ、シラミ、ダニ等のいわゆる衛生害虫のように病原微生物を媒介する動物をいうものであること。また、シロアリ等のように建築物の構造部に食害を及ぼす動物は該当しないものであること。

(イ) 要領第3の7の(3)のアの「厚生労働大臣の定めるところによりねずみ等の防除作業の監督を行う者のための講習の課程を修了した者」とは次のいずれかに該当する者をいうものであること。

a 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う防除作業監督者のための講習の課程を修了し、修了した

日から6年を経過しない者

- b aの講習の課程を修了した者であって、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う防除作業監督者の再講習の課程を修了し、修了した日から6年を経過しないもの
- (ウ) 要領第3の7の(3)のイの「同等以上の知識及び技能を有すると認められる者」については、当面は一律に定めることは予定されていないものであること。
- (エ) 要領第3の7の(4)の「厚生労働大臣の定める研修」とは、次の要件に該当する研修をいうものであること。
  - a ねずみ等の防除作業に従事する者の全員が受講できるものであること。
  - b 事業主又は厚生労働大臣の登録を受けた者が実施主体となって定期的に行われるものであること。
  - c 研修の内容が、ねずみ等の防除作業に用いる機械器具及び薬剤の種類及び使用方法並びに防除作業の安全及び衛生に関するものであること。
  - d 研修の指導にあたる者が、cの内容を指導するのに適当と認められる者であること。
- (オ) 要領第3の7の(2)の「機械器具及び防除作業に用いる薬剤の専用の保管庫」とは、基本的には次の要件を満たしている保管庫をいうものであること。
  - a 機械器具に残留した薬剤や保管されている薬剤が飛散流出し、及び地下に浸透し、並びに臭気が漏れるおそれがないものであること。
  - b 薬剤による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。
  - c 引火事故の起こりにくい構造となっていること。
  - d 機械器具及び薬剤を保管するのに適切な規模であること。
  - e 他の用途に用いる機械器具類も併せて保管している倉庫の一部が保管庫となっているような場合には、防除作業に用いる機械器具及び薬剤を保管する場所が独立して設けられており、他のものを誤用するおそれがないようになっていること。
  - f 保管庫は施錠でき、みだりに機械器具及び薬剤を持ち出せないようになっていること。
  - g 原則として自動車を保管庫とすることはできないが、作業件数がきわめて多く、その都度機械器具の積み降ろしをすることが繁雑な場合には、次の要件を満たしている場合に限り認めること。
    - 1) aからdまでに掲げる要件を満たしていること。
    - 2) 自動車は防除作業専用であって、他の用途には用いないこと。
    - 3) 自動車を適切に保管できる車庫を有すること。
    - 4) 冬季等長期にわたって作業のない時期に機械器具を自動車から降ろす場合には、別途専用の保管場所が用意されていること。
    - 5) 薬剤については、別途専用の保管庫において保管されていること。
- (カ) 要領第3の7の(5)の「厚生労働大臣の定める基準」は、当該方法が次のいずれにも該当するものであること。
  - a ねずみ等の発生場所、生息場所及び侵入経路並びにこれらによる被害の状況を調査し、当該調査の結果に基づき、建築物全体について効果的な作業計画を策定し、統一かつ定期的に適切な方法により、防除作業を行うこと。
  - b 食料を取扱う区域並びに排水槽、阻集器及び廃棄物の保管設備の周辺等特にねずみ等が発生

しやすい箇所について、2月以内ごとに1回、その生息状況等を調査し、必要に応じ、発生を防止するための措置を講ずること。

- c 防そ防虫網その他の防そ防虫設備の機能を点検し、必要に応じ、補修等を行うほか、ねずみ、昆虫等の侵入を防止するための措置を講ずること。
- d ねずみ、昆虫等の防除を行うため殺そ剤又は殺虫剤を用いる場合は、使用及び管理を適切に行い、これらによる作業並びに建築物の使用者及び利用者の事故の防止に努めること。また、これらの薬剤は施錠できる保管庫等に保管すること。
- e ねずみ等の防除作業終了後は、必要に応じ、強制換気や清掃等を行うこと。
- f ねずみ等の防除作業に用いる機械器具その他の設備について、定期に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行うこと。
- g ねずみ等の防除作業及びねずみ等の防除作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、受託者の氏名等を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が a から f までに掲げる要件を満たしていることを常時把握すること。
- h 建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からのねずみ等の防除作業及びねずみ等の防除作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。

#### ク 建築物環境衛生総合管理業

- (ア) 要領第3の8の(2)の「厚生労働大臣の定めるところにより講習の課程を修了した者」とは、次の者をいうものであること。
  - a 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う統括管理者のための講習の課程を修了し、修了した日から6年を経過しない者
  - b aの講習の課程を修了した者であって、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う統括管理者の再講習の課程を修了し、修了した日から6年を経過しないもの
- (イ) 要領第3の8の(3)の「厚生労働大臣の定める資格を有する者」及び「厚生労働大臣の定めるところにより清掃作業の監督を行う者のための講習の課程を修了したもの」については、アの(ア)及び(イ)に規定する者と同様とするものであること。
- (ウ) 要領第3の8の(4)の「厚生労働大臣の定める研修」については、アの(ウ)の場合と同様であること。
- (エ) 要領第3の8の(5)の「厚生労働大臣の定める資格を有する者」としては、職業能力開発促進法第44条第1項に規定する技能検定であつてビル設備管理の職種に係るものに合格した者又は免状の交付を受けている者とする。
- (オ) 要領第3の8の(5)の「厚生労働大臣の定めるところにより空気環境の調整、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査の監督を行う者のための講習の課程を修了したもの」とは、次のいずれかに該当する者をいうものであること。
  - a 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う空気環境の調整、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査の監督を行う者のための講習の課程を修了し、修了した日から6年を経過しない者

- b イの講習の課程を修了した者であつて、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う空気環境の調整、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査の監督を行う者のための再講習の課程を修了し、修了した日から6年を経過しないもの
- (カ) 要領第3の8の(6)の空気環境測定実施者の要件は、イの場合と同様であること。
- (キ) 要領第3の8の(7)の空調給排水管理従事者についての「厚生労働大臣の定める研修」とは次の要件に該当する研修をいうものであること。
  - a 空気環境の調整、給水及び排水の管理及び飲料水の水質検査に従事する者の全員が受講できるものであること。
  - b 運営が適切で、かつ、定期的に行われるものであること。
- (ク) 要領第3の8の(8)の「厚生労働大臣の定める基準」は、当該方法が次のいずれにも該当するものであること。
  - a 清掃作業及び清掃用機械器具等の維持管理の方法が、アの(エ)のaからhまでに掲げる要件を満たしていること。
  - b 空気調和設備の維持管理を次に定めるところにより行うことができること。
    - (a) 空気清浄装置について、ろ材又は集じん部の汚れの状況及びろ材の前後の気圧差等を定期的に点検し、必要に応じ、ろ材又は集じん部の性能検査、ろ材の取替え等を行うこと。
    - (b) 冷却加熱装置について、運転期間開始時及び運転期間中の適宜の時期に、コイル表面の汚れの状況等を点検し、必要に応じ、コイルの洗浄又は取替えを行うこと。
    - (c) 加湿減湿装置について、運転期間開始時及び運転期間中の適宜の時期に、コイル表面、エリミネータ等の汚れ、損傷等及びスプレーノズルの閉そくの状況を点検し、必要に応じ、洗浄、補修等を行うこと。
    - (d) ダクトについて、定期的に吹出口周辺及び吸込口周辺を清掃し、必要に応じ、補修等を行うこと。
    - (e) 送風機及び排風機について、定期的に送風量又は排風量の測定及び作動状況を点検すること。
    - (f) 冷却塔について、集水槽、散水装置、充てん材、エリミネータ等の汚れ、損傷等並びにボールタップ及び送風機の作動状況を定期的に点検すること。
    - (g) 自動制御装置について、隔測温湿度計の検出部の障害の有無を定期的に点検すること。
  - c 機械換気設備の維持管理を、bの(a)、bの(d)及びbの(e)に定めるところにより行うことができること。
  - d 空気環境の測定及び空気環境の測定に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が、イの(エ)のaからcまでに掲げる要件を満たしていること。
  - e 貯水槽等の飲料水に関する施設の維持管理を次に定めるところにより行うことができること。
    - (a) 貯水槽の内面の損傷、劣化等の状況を定期的に点検し、必要に応じ、被覆その他の補修等を行うこと。
    - (b) 塗料又は充てん剤により被覆等の補修を行う場合は、塗料又は充てん剤を十分乾燥させた後、水洗い及び消毒を行うこととし、貯水槽の水張り終了後、オの(キ)のdと同様の措置を講ずること。
    - (c) 貯水槽の水漏れ並びに外壁の損傷、さび及び腐食の有無並びにマンホールの密閉状態を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。

- (d) 水抜管及びオーバーフロー管の排水口空間並びにオーバーフロー管及び通気管に取り付けられた防虫網を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。
  - (e) ボールタップ、フロートスイッチ又は電極式制御装置、満減水警報装置、フート弁及び塩素滅菌器の機能等を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。
  - (f) 給水ポンプの揚水量及び作動状況を定期的に点検すること。
  - (g) 貯湯槽について、循環ポンプによる貯湯槽内の水の攪はん及び貯湯槽底部の滞留水の排出を定期的に行い、貯湯槽内の水の温度を均一に維持すること。
  - (h) 給水系統の配管の損傷、さび、腐食及び水漏れの有無を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。
  - (i) 衛生器具の吐水口空間の保持状況を確認することにより、逆サイホン作用による汚水等の逆流又は吸入のおそれの有無を定期的に点検し、必要に応じ、適切な措置をとること。
- f 雑用水槽等の雑用水に関する設備の維持管理を、次に定めるところにより行うことができること。
- (a) 雑用水槽の内面の損傷、劣化等の状況を定期的に点検し、必要に応じ、被覆その他の補修等を行うこと。
  - (b) 雑用水槽の水漏れ並びに外壁の損傷、さび及び腐食の有無並びにマンホールの密閉状態を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。
  - (c) 水抜管及びオーバーフロー管の排水口空間並びにオーバーフロー管及び通気管に取り付けられた防虫網を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。
  - (d) ボールタップ、フロートスイッチ又は電極式制御装置、満減水警報装置、フート弁及び塩素滅菌器の機能等を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。
  - (e) 給水ポンプの揚水量及び作動状況を定期的に点検すること。
  - (f) 雑用水系統の配管の損傷、さび、腐食、スライム又はスケールの付着及び水漏れの有無を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。
  - (g) 衛生器具の吐水口空間の保持状況を確認することにより、逆サイホン作用による汚水等の逆流又は吸入のおそれの有無を定期的に点検し、必要に応じ、適切な措置を講ずること。
- g 排水槽等の排水に関する設備の維持管理を、次に定めるところにより行うことができること。
- (a) トラップについて、封水深が適切に保たれていることを定期的に確認すること。
  - (b) 排水管及び通気管について、損傷、さび、腐食、詰まり及び漏れの有無を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。
  - (c) 排水槽及び阻集器については、浮遊物質及び沈でん物質の状況、壁面等の損傷又はき裂、さびの発生の状況及び漏水の有無を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。
  - (d) フロートスイッチ又は電極式制御装置、満減水警報装置、フート弁及び排水ポンプの機能等を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。
- h 給水栓における飲料水に含まれる遊離残留塩素の検査を7日に1回以上、定期的に行うとともに、給水栓における飲料水の水の色、濁り、臭い及び味その他の状態に異常がないことを随時確認すること。
- i 清掃、空気環境の調整及び測定、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査並びにこれらの業務に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業

務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、受託者の氏名等を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法がaからhまでに掲げる要件（空気環境の測定の結果の保存に係るものを除く。）を満たしていることを常時把握することとし、委託する場合にあっても、空気環境の測定結果の保存は自ら実施すること。

- j 建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの清掃、空気環境の調整及び測定、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査並びにこれらの業務に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。

## 第4 登録の申請

### 1 登録申請書の提出先

登録申請書は、登録に係る営業所の所在地が金沢市内にあるものにあつては石川県生活環境部環境政策課へ、また、金沢市外にあるものにあつては、当該市町を所轄する保健所へ提出するものであること。

### 2 登録申請書

登録申請書には、次の事項を記載するものであること。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名及び住所
- (2) 登録に係る営業所の名称及び所在地並びに責任者の氏名（郵便番号及び電話番号を記入すること。）
- (3) 登録を受けようとする事業の区分
- (4) 事業年の期間（自月日～至月日）  
（ただし、毎事業年度終了後3ヶ月以内に登録に係る事業の実績報告書を提出するものであること。）

### 3 添付書類

- (1) 要領の別記様式第2号の機械器具の概要を記載した書面には、次の事項を記入し、機械器具全体が写った写真を添付するものであること。

ア 名称 イ 型式 ウ 数量 エ 購入年月日

- (2) 要領の別記様式第3号の監督者等の氏名を記載した書面には、次の事項を記入するものとする。

ア 業務の範囲（例、1班担当、2班担当、理化学的、細菌学的等）

イ 経験年数

ウ 資格の種別

エ 資格取得年月日

- (3) 監督者等が省令で定める資格者であることを証する書類として、次の書類を提出する必要があること。

#### 監督者等有資格者であることを証する書類

業種	資格の種類	提出する書類
建築物清掃業	・清掃作業監督者講習会修了者	・清掃作業監督者講習会修了証書の写し
建築物空気環境測定業	・空気環境測定実施者講習会修了者	・空気環境測定実施者講習会修了証書の写し

	・建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者	・建築物環境衛生管理技術者免状の写し
建築物空気調和用ダクト清掃業	・ダクト清掃作業監督者講習会修了者	・ダクト清掃作業監督者講習会修了証書の写し
	・建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者	・建築物環境衛生管理技術者免状の写し
建築物飲料水水質検査業	・大学の理科系課程を修めて、卒業した後1年以上の実務経験を有する者	・卒業証明書 ・実務従事証明書
	・衛生検査技師又は臨床検査技師であって、1年以上の実務経験を有する者	・衛生検査技師又は臨床検査技師の免許証の写し ・実務従事証明書
	・短大又は高専で生物学若しくは工業化学の課程を修めて卒業した後、2年以上の実務経験を有する者	・卒業証明書 ・実務従事証明書
	・大学、短大又は高専以外の学校において所要の課程を修めて卒業した後、所要の実務経験を有する者	・卒業証明書 ・実務従事証明書
	・技術士	・技術士登録証の写し
建築物飲料水貯水槽清掃業	・貯水槽清掃作業監督講習会修了者	・貯水槽清掃作業監督講習会修了証書の写し
	・建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者	・建築物環境衛生管理技術者免状の写し
建築物排水管槽清掃業	・排水管清掃作業監督者講習会修了者	・排水管清掃作業監督者講習会修了証書の写し
	・建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者	・建築物環境衛生管理技術者免状の写し
建築物ねずみ昆虫等防除業	・防除作業監督者講習会修了者	・防除作業監督者講習会修了証書の写し
建築物環境衛生総合管理業	(統括管理者) ・統括管理者講習会修了者	・統括管理者講習会修了証書の写し
	(清掃作業監督者) ・建築物清掃業の場合と同様	・建築物清掃業の場合と同様
	(空調給排水管理監督者) ・空調給排水管理監督者講習会修了者	・空調給排水管理監督者講習会修了証書の写し

	(空気環境測定実施者) ・建築物空気環境測定業の場合と同様	・建築物空気環境測定業の場合と同様
--	----------------------------------	-------------------

(4) 要領の別記様式第4号の従事者の研修の実施状況を記載した書面には、次の事項を記入するものであること。

- ア 研修の期日
- イ 研修の内容
- ウ 指導担当者の氏名及び資格を有する場合はその資格
- エ 対象従事者数及び参加従事者数

本書面は、初めて登録しようとする場合は、過去1年間の実績及び今後1年間の計画について、2回目以降の登録の場合、または、登録期間失効による再登録の場合には、過去6年間の実績及び今後1年間の計画について記入するものであること。また、研修の時間については、研修の内容が従事者に十分理解される程度の時間が必要のため、1年に概ね7時間以上を確保すること。

(5) 要領の別記様式第5号-1、5号-2の作業及び作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法を記載した書面には、次の事項を記入するものであること。

- ア 作業班の編成（各班ごとの責任者〔監督者等の資格を有する時は、その旨〕及び従事者の人数を記載すること。）
- イ 作業班ごとの監督者等の氏名
- ウ 使用する機械器具
- エ 作業手順
- オ 業務を委託する際の手順及び委託した業務の実施状況の把握方法
- カ 苦情及び緊急の連絡に対する体制
- キ 作業（検査）及び作業（検査）に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法

(6) (5)エの作業手順等の記載については、各業種区分に応じて次のような事項について行うものであること。

- ア 建築物清掃業
  - (ア) 作業工程（日常清掃を行わない箇所についての定期点検に関する事項を含む。）
  - (イ) 機械器具等の点検方法
  - (ウ) 清掃作業に伴って排出されるごみや清掃作業によって生じる排水の処理方法
  - (エ) 作業報告作成の手順
- イ 建築物空気環境測定業
  - (ア) 空気環境の測定方法
  - (イ) 測定器の点検、較正等の方法及びこれらの記録の保管方法
  - (ウ) 測定結果報告作成の手順及び測定結果の保存方法及び保存責任者の氏名
- ウ 建築物空調用ダクト清掃業
  - (ア) 作業工程（ダクト清掃の効果の確認方法に関する事項を含む。）
  - (イ) 機械器具等の点検の方法
  - (ウ) ダクト清掃に伴って排出されるごみの処理方法
  - (エ) 作業報告作成の手順

エ 建築物飲料水水質検査業

- (ア) 水質検査の方法（試料の採水及び保存に関する事項を含む。）
- (イ) 試薬及び標準物質の保管方法
- (ウ) 検査室の整理及び清掃の状況並びに管理責任者の氏名
- (エ) 機械器具の点検等の方法及びこれらの記録の保管方法
- (オ) 測定結果報告の作成の手順及び測定結果の保存方法及び保存責任者の氏名

オ 建築物飲料水貯水槽清掃業

- (ア) 作業工程（貯水槽清掃後における貯水槽の水等の検査方法に関する事項を含む。）
- (イ) 使用する塩素剤の名称及び使用方法
- (ウ) 機械器具の洗浄、作業衣等の消毒の方法
- (エ) 機械器具等の点検の方法
- (オ) 保管庫の管理責任者の氏名
- (カ) 従事者の検便等の時期及び検査機関
- (キ) 作業報告作成の手順

カ 建築物排水管清掃業

- (ア) 作業工程（排水管清掃の効果の確認方法に関する事項を含む。）
- (イ) 機械器具等の点検の方法
- (ウ) 保管庫の管理責任者の氏名
- (エ) 作業報告作成の手順

キ 建築物ねずみ昆虫等防除業

- (ア) 作業工程（事前調査及び事後調査の方法に関する事項を含む。）
- (イ) 使用する薬剤の種類
- (ウ) 薬剤の保管方法
- (エ) 機械器具等の点検の方法
- (オ) 保管庫の管理責任者の氏名
- (カ) 作業報告作成の手順

ク 建築物環境衛生総合管理業

- (ア) ア及びイに掲げる事項
- (イ) 空気環境の調整、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査の方法
- (ウ) (イ)に関する作業報告作成の手順

## 第5 変更の届出等

1 登録業者は、次の事項に変更があったときは、その日から 30 日以内にその旨を知事に届け出なければならないものであること。（要領の別記様式第7号）

- (1) 氏名又は名称、住所、法人にあっては代表者の氏名、営業所の名称及び所在地並びに営業所の責任者の氏名
- (2) 登録基準に係る主要な機械器具その他の設備
- (3) 監督者等

- (4) 作業及び作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法
- 2 登録基準に係る主要な機械器具その他の設備、監督者等並びに作業及び作業に使用する機械器具その他の設備の維持管理の方法に変更があった場合には、変更後も登録基準に適合することを証明するため、次の書類を添付しなければならないものであること。
- (1) 主要な機械器具の変更の場合  
変更後の機械器具の概要を記載した書面
- (2) 保管庫の変更の場合  
変更後の保管庫の設置場所及び構造並びに機械器具等の保管状態を明らかにする図面
- (3) 水質検査室の変更の場合  
変更後の検査室の設置場所、構造及び機械器具の配置を明らかにする図面
- (4) 監督者等の変更の場合  
変更後の監督者等の氏名を記載した書面及びその者が有資格者であることを証する書類
- (5) 作業及び作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法の変更の場合  
変更後の作業及び作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法を記載した書類
- 3 登録業者は、登録に係る業務を廃止したときは、その日から 30 日以内にその旨を知事に届け出なければならないものであること。(要領の別記様式第 8 号)
- 4 登録業者は、毎事業年度終了後 3 カ月以内に、登録に係る事業の実績を知事に報告しなければならないものであること。(要領の別記様式第 11 号)